

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

春 山 浩 康

学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画について（通知）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条では、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に充てるための交付金（以下「学校施設環境改善交付金」という。）の交付を受けようとするときは、文部科学大臣が定める施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成することになってい

ます。  
今般、令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）並びに公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成 18 年文部科学省告示第 62 号）及び学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 文科施第 3 号）の改正に伴い、施設整備計画の作成に係る要領等を一部改正しましたので、域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知するとともに、学校施設環境改善交付金に係る事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、令和 5 年 4 月 3 日以降に学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする場合に適用します。

また、施設整備計画を作成又は変更したときは、法第 12 条に基づき遅滞なく公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して、文部科学大臣）に提出してください。

【問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課整備計画係 森山、小澤、西本  
TEL: 03-6734-2466  
E-mail: seibikeikaku@mext. go. jp

(今回一部改正による変更点は下線部分)

## 施設整備計画作成要領

地方公共団体が学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとするときは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条に基づき、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）を作成しなければならない。

施設整備計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成 18 年文部科学省告示第 61 号）を参照の上、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成 18 年文部科学省告示第 62 号。以下「基本計画」という。）及び学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 文科施第 3 号。以下「交付要綱」という。）に即したものとすること。

また、交付金の交付を受けた事業は、上記の法令等に加えて、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号。以下「運用細目」という。）及び関係通知等に従い、適切に執行する必要があることも踏まえて、施設整備計画を作成すること。

### I. 施設整備計画の作成について

施設整備計画は、別添様式に沿って作成する。その際、各事業は交付金の性質を踏まえて交付決定年度内に完了するものとして計画すること。事業規模が大きく複数年度にわたって実施せざるを得ない事業は、①工事を実施する棟を区分する、②工事種別を区分する等の方法により年度ごとの工事内容及び工事支出額を明確に区分した上で、それぞれ計上することとする。その際、交付要綱及び運用細目等との適合性については、複数年度にわたって継続する事業であることを条件として、事業全体の工事内容で判断するものとする。

#### 1. 施設整備計画の名称〔基本計画 一 5（一）〕

設置者名を含む名称を記入する。

#### 2. 計画期間〔基本計画 一 3〕

計画期間（3 年以内）を記入する。

（交付金においては、設置者の効率的な執行により生じた余剰の交付金を、翌年度以降の施設整備計画に計上している事業を前倒しして充当することが可能である。）

#### 3. 施設整備計画の目標〔基本計画 一 1〕

以下の区分ごとに目標を定めて記入する。ただし、交付金の交付を受ける事業の無い区分は、記入不要とする。

(1) 老朽化対策を図る整備

老朽化対策のための目標を記入する。特に、老朽化した施設の長寿命化等を図るための目標を具体的に記入する。なお、個別施設計画等の他の計画において、2. 計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することでも可とする。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

耐震性の確保や防災機能の強化、バリアフリー化、衛生環境の改善、空気調和設備の整備、防犯対策など安全性の確保等を図るための目標を具体的に記入する。特に、構造体の耐震化又は吊り天井（照明器具及びバスケットゴール等高所に設置されたものも含む。）の耐震対策を完了していない設置者は早急に対策を完了させるための目標を具体的に記入する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の教室等に不足が生じる場合や障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題がある場合等は、これらを解消するための目標を具体的に記入する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

教育内容・教育方法等の変化、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用及び再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえつつ、教育環境の質的な向上を図るための目標を具体的に記入する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

産業教育施設、幼稚園等施設、学校給食施設、スポーツ施設等の充実を図るための目標を具体的に記入する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

施設整備計画作成時点における整備の状況を記入する。なお、当該項目については、地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目とする。

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等の数を記入する。学校基本調査における学校数等と整合を取ること。

(2) 整備に関する計画の策定状況

インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日）に基づく、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく国土強靱化地域計画の策定の有無等を記入する。

なお、（2）整備に関する計画の策定状況において、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合（学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等）には、「策定済」とすることができることとする。

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項〔基本計画 一5 (二)〕  
施設整備計画の計画期間終了後に実施する評価（事後評価）の方法等について記入する。

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項（学校ごと）  
〔基本計画 一2〕

以下の項目について記入する。耐震性の確保に当たっては、改築ではなく補強又は改修によって耐震化を図るなど、より効率的に事業を進めるよう計画すること。

① 学校等の名称

事業ごとに学校等の名称を記入する。複数年度にわたる事業は年度ごとに区分し、括弧書きで何期目かを追記する。筑波研究学園都市内は、学校名の前に【筑】と記入する。

（例）○○小学校（Ⅰ期工事）、【筑】○○中学校

② 目標

「3. 施設整備計画の目標」に記入した、事業実施により達成を目指す施設整備計画の目標について、該当する番号（1）～（5）を記入する。

③ 事業区分

交付要綱別表1又は別表2に定める事業区分を確認の上、項番号を記入する。なお、別表1の項番号は「（別表）事業区分」のとおり。

④ 整備方針

- ・事業単位：「（別表）事業区分」から、該当する事業単位を記入する。
- ・建物区分：該当する建物区分を記入する。該当する建物区分が無い場合は、記入不要とする。

校舎・・・・・・・・校	児童生徒地域交流施設・・児
屋内運動場・・・・・・・・屋	教員住宅・・・・・・・・住
園舎・・・・・・・・園	共同利用施設・・・・・・・・共
寄宿舎・・・・・・・・寄	部室・・・・・・・・部
地域・学校連携施設・・・連	

- ・構造区分：該当する構造区分を記入する。該当する構造区分が無い場合は、記入不要とする。

鉄筋コンクリート造・・・R	混合構造・・・・・・・・RS
鉄骨その他造・・・・・・・・S	木造・・・・・・・・W

- ・全事業期間（契約～完成）：契約予定年月及び完成予定年月を記入する。

⑤ 事業全体の整備面積等

事業全体の面積等（事業に応じて箇所数等とする。）を記入する。複数年度にわたる事業及び負担金事業と同時併行で実施する事業は、面積等を合計して記入する。

- ・うち、補助対象面積等

交付金の補助対象となる面積等を記入する。交付金の配分基礎額にかかる面積や箇所数等については、別途通知する算定方法を参照すること。

⑥ 事業全体の概算工事費

事業全体の概算工事費を記入する。複数年度にわたる事業及び負担金事業と同時併行で実施する事業は、合計額を記入する。

・うち、対象内実工事費

交付金の算定対象となる工事費を記入する。大規模改造事業等で事業費の上限額又は下限額の設定がある場合は、当該事業の事業費が上限額又は下限額を満たすことを確認の上、計画すること。

⑦ 事業実施年度（予定）

各事業の実施予定年度（予定）を記入する。

⑧ 備考

・このほか、補足すべき事項があれば適宜記入する。

II. 施設整備計画の公表について

法第12条第4項に基づき、地方公共団体が施設整備計画を作成又は変更したときは、遅滞なく公表すること。施設整備計画の公表方法は、各地方公共団体が任意に定めることとする。施設整備計画の公表状況については、必要に応じてフォローアップ調査を行うことがある。

なお、各事業の概算事業費又は契約時期等については、契約前に公表することによって公平・公正な入札等の手続きを妨げる場合は、契約後速やかに公表することとして差支えない。

また、施設整備計画と事後評価の結果を同じ方法で公表するなど、情報公開の方法を工夫することにより、広く学校等の施設整備への理解を促進することは有効である。

（参考）公表方法の例

- ・ 地方公共団体の広報誌等に掲載し、住民及び児童生徒等の保護者に配布
- ・ 地方公共団体のホームページに掲載
- ・ 地方公共団体の情報公開コーナー又は所管部署窓口等での閲覧